

令和5年12月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 7 号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	(1)
第 8 号	熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	(3)
第 9 号	熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	(4)
第 10 号	熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について…	(5)
第 11 号	財産の取得について……………	(6)
第 12 号	財産の取得について……………	(7)
第 13 号	財産の取得について……………	(8)
第 14 号	財産の取得について……………	(9)
第 15 号	工事請負契約の締結について……………	(10)
第 16 号	工事請負契約の締結について……………	(11)
第 17 号	工事請負契約の締結について……………	(12)
第 18 号	工事請負契約の変更について……………	(13)
第 19 号	工事請負契約の変更について……………	(14)
第 20 号	工事請負契約の締結について……………	(15)
第 21 号	工事請負契約の締結について……………	(16)
第 22 号	工事請負契約の変更について……………	(17)
第 23 号	当せん金付証券の発売について……………	(18)
第 24 号	公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定について……………	(19)
第 25 号	公立大学法人熊本県立大学定款の変更について……………	(24)
第 26 号	和解及び損害賠償額の決定について……………	(25)
第 27 号	訴えの提起について……………	(26)
第 28 号	指定管理者の指定について……………	(27)
第 29 号	指定管理者の指定について……………	(28)
第 30 号	指定管理者の指定について……………	(29)
第 31 号	指定管理者の指定について……………	(30)
第 32 号	指定管理者の指定について……………	(31)
第 33 号	指定管理者の指定について……………	(32)
第 34 号	指定管理者の指定について……………	(33)
第 35 号	指定管理者の指定について……………	(34)

第 36 号	専決処分の報告及び承認について……………	(35)
第 37 号	専決処分の報告及び承認について……………	(36)
第 38 号	専決処分の報告及び承認について……………	(37)
第 39 号	専決処分の報告及び承認について……………	(38)
第 40 号	専決処分の報告及び承認について……………	(39)
第 41 号	専決処分の報告及び承認について……………	(40)
第 42 号	専決処分の報告及び承認について……………	(41)
第 43 号	専決処分の報告及び承認について……………	(42)
第 44 号	専決処分の報告及び承認について……………	(43)
第 45 号	専決処分の報告及び承認について……………	(44)
第 46 号	専決処分の報告及び承認について……………	(45)
第 47 号	専決処分の報告及び承認について……………	(46)

報 告 目 録

報告第 1 号	専決処分の報告について……………	(47)
報告第 2 号	専決処分の報告について……………	(48)
報告第 3 号	専決処分の報告について……………	(49)
報告第 4 号	専決処分の報告について……………	(50)

第 7 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第9号事務の欄中「(26)」を「(27)」に改め、同欄(9)中「法第58条の2第5項及び」を「法第58条の2第5項、」に改め、「第59条の2」の次に「及び第60条の3第5項（法第61条の3において準用する場合を含む。）」を加え、同欄(10)中「第55条第6項及び」を「第55条第6項、」に改め、「含む。）」の次に「及び第60条の3第4項（法第61条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同欄(23)中「（ただし、法第60条の3第4項（法第61条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認可しない処分を行う場合を除く。）」を削り、同欄中(26)を(27)とし、(24)及び(25)を1ずつ繰り下げ、同欄(23)の次に次のように加える。

(24) 法第69条の2第2項の規定による報告の受理に関する事務

別表第11号事務の欄中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表第25号事務の欄中「介護保険法の規定による」の次に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、同表中第66号を第67号とし、第44号から第65号までを1ずつ繰り下げ、同表第43号の次に次の1号を加える。

<p>44 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による認可に関する事務（同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地（同号イに掲げる土地にあつては、当該土地に係る同条第1項の権利の設定又は移転の内容が、同一の事業の目的に供するため、4ヘクタールを超える農地若しくは2以上の市町村の区域にわたる農地又はそれらの農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合に該当するときに限る。）に該当する</p>	<p>(1)及び(3)に掲げる事務にあつては八代市、玉名市、天草市、山鹿市、上天草市、(2)及び(4)に掲げる事務にあつては和水町、嘉島町、苓北町</p>
---	---

場合に係るものを除く。)

(2) 法第18条第1項の規定による認可に関する事務(同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)

(3) 法第18条第7項の規定による通知及び公告に関する事務(同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地(同号イに掲げる土地にあつては、当該土地に係る同条第1項の権利の設定又は移転の内容が、同一の事業の目的に供するため、4ヘクタールを超える農地若しくは2以上の市町村の区域にわたる農地又はそれらの農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合に該当するときに限る。)に該当する場合に係るものを除く。)

(4) 法第18条第7項の規定による通知及び公告に関する事務(同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたことに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
熊本県公立大学法人評価委員会条例（平成17年熊本県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2年」を「3年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に熊本県公立大学法人評価委員会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本県学校給食費等の管理に関する条例（令和4年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「県は、」の次に「法第4条、特別支援学校給食法第3条及び夜間課程学校給食法第3条の規定に基づき、夜間中学（夜間に授業を行う学級を置く中学校をいう。）及び」を加え、「のうち」を「のうち、」に改め、「法第4条及び特別支援学校給食法第3条の規定に基づき」及び「夜間課程学校給食法第3条の規定に基づき」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県立ゆうあい中学校における学校給食の実施に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例

熊本県立図書館設置条例（昭和26年熊本県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（こども本の森熊本）

第4条 子どもの豊かな感性と創造力を育む読書の機会を提供するため、図書館にこども本の森熊本を置く。

2 こども本の森熊本に、こども本の森熊本館長を置く。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

こども本の森熊本の設置に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	フリーアドレス関連什器一式	熊本市西区上熊本三丁目8番1号 金剛株式会社熊本支店	県庁舎へのフリーアドレス導入に伴う什器の設置	572,000,000 円

(提案理由)

県庁舎へのフリーアドレスの導入のため、財産を取得する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 12 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	メカトロニクス技術実習システム一式	八代市千反町二丁目11号3番地 アイティープロ株式会社	教育機器として使用するため	166,100,000 円

(提案理由)

熊本県立技術短期大学校において使用する教育機器として、物品を購入する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第 13 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	電子黒板機能付き 大型提示装置及び 実物投影機	熊本市北区徳王 一丁目6番8号 西部電気工業株 式会社熊本支社	教育用電子黒板 機能付き大型提 示装置等として 使用するため	70,290,000 円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する電子黒板機能付き大型提示装置等として、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 14 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	卓上型モニタ	熊本市中央区九品寺一丁目2番11号 西日本電信電話株式会社熊本支店	県立学校教職員用卓上型モニタとして使用するため	130,350,000 円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する県立学校教職員用卓上モニタとして、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 15 号

工事請負契約の締結について

津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第2号工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第2号工事
- 2 工 事 内 容 排水機場下部工
- 3 工 事 場 所 八代市鏡町芝口地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年3月13日まで
- 5 契 約 金 額 830,500,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 八代市鏡町両手1324番地1
江川組・土井組建設工事共同企業体
代表者 株式会社江川組 代表取締役 江川信二
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第2号工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 16 号

工事請負契約の締結について

砂川地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 砂川地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併
- 2 工 事 内 容 排水機場下部工
- 3 工 事 場 所 宇城市小川町住吉地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで
- 5 契 約 金 額 759,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇城市三角町波多2886番地9
三洲・岩田建設工事共同企業体
代表者 三洲建設株式会社 代表取締役 吉田洋平
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

砂川地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 17 号

工事請負契約の締結について

牛深漁港水産物供給基盤機能保全（牛深ハイヤ大橋橋梁補修）工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 牛深漁港水産物供給基盤機能保全（牛深ハイヤ大橋橋梁補修）工事
他合併
- 2 工 事 内 容 橋梁補修工
- 3 工 事 場 所 天草市牛深町地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで
- 5 契 約 金 額 1,458,996,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号
日立造船株式会社九州支社
支社長 徳尾真信
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

牛深漁港水産物供給基盤機能保全（牛深ハイヤ大橋橋梁補修）工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 18 号

工事請負契約の変更について

令和元年11月熊本県議会定例会において議決された大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事請負契約のうち、契約金額「8,666,786,216円」を「10,755,213,497円」に変更することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 19 号

工事請負契約の変更について

令和2年度着手の平原地区農村地域防災減災事業（湛防）R1補正第1号工事他合併請負契約の一部を次のように変更することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 平原地区農村地域防災減災事業（湛防）R1補正第1号工事他合併
- 2 工 事 内 容 排水機場下部工
- 3 工 事 場 所 玉名郡長洲町清源寺地内
- 4 工 期 令和3年2月25日から令和6年2月29日まで
- 5 契 約 金 額
変更前 485,659,976円
変更後 531,599,831円
- 6 契 約 の 相 手 方 玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1530番地1
興亜・熊野建設工事共同企業体
代表者 興亜建設工業株式会社 代表取締役 末吉益美
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

工事内容の変更のため契約金額を変更することについて、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第 20 号

工事請負契約の締結について

南部幹線防災・安全交付金（街路）P2橋脚工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 南部幹線防災・安全交付金（街路）P2橋脚工事
- 2 工 事 内 容 橋梁下部工
- 3 工 事 場 所 八代市中北町地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年3月23日まで
- 5 契 約 金 額 1,441,000,000円
- 6 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目24番16号
大豊・福岡・太陽開発建設工事共同企業体
代表者 大豊建設株式会社九州支店 執行役員支店長 帷子幸一
- 7 契約の方法 一般競争入札

（提案理由）

南部幹線防災・安全交付金（街路）P2橋脚工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 21 号

工事請負契約の締結について

南部幹線防災・安全交付金（街路）P3橋脚工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 南部幹線防災・安全交付金（街路）P3橋脚工事
- 2 工 事 内 容 橋梁下部工
- 3 工 事 場 所 八代市中北町地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年3月23日まで
- 5 契 約 金 額 1,364,000,000円
- 6 契約の相手方 熊本市東区山ノ内二丁目3番72号
オリエンタル白石・中山建設・八代港湾工業特定建設工事共同企業体
代表者 オリエンタル白石株式会社熊本営業所 所長 白石俊夫
- 7 契約の方法 一般競争入札

（提案理由）

南部幹線防災・安全交付金（街路）P3橋脚工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 22 号

工事請負契約の変更について

令和3年9月熊本県議会定例会において議決された上天草警察署庁舎新築工事請負契約のうち、契約金額「1,122,000,000円」を「1,169,492,551円」に変更することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 23 号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条の規定により、令和6年度において当せん金付証券を次のとおり発売することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発売総額 110億円以内

（提案理由）

当せん金付証券を発売するため、当せん金付証券法第4条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定について

公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標を次のように策定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や社会のグローバル化、産業の技術革新などの波が急速に押し寄せ、社会経済情勢が大きく変化する中で、大学には、産業界や地域社会から、課題を発見し、それらを抽出・分析して解決する力、また、多様性を尊重し異文化を受け入れ、双方向の対話を行う力を備える人材の育成が求められている。

また、大学には、学際的な視点で最先端の学術研究を先導する研究機関としての役割も求められている。

このため、熊本県立大学は、「地域に生き、世界に伸びる」のスローガンに基づき地域に貢献する公立大学として、企業や地域社会において活躍するための創造力及び実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした研究や大学独自の高度で優れた研究に取り組み、地域との連携を一層強化する必要がある。

以上を踏まえ、次の3点を基本目標に掲げ、社会経済情勢の変化や地域のニーズを敏感に捉え、学生や県民の期待に応える本県唯一の公立大学として更に発展、飛躍することを目指し、この中期目標を定める。

- ・ 地域社会を担う人材育成の拠点としての大学
豊かな教養を備え、地域社会ひいては国際社会の発展に貢献できる有為で、創造性豊かな人材を育成する。
- ・ 地域社会の発展に貢献する知的創造の拠点としての大学
専門的かつ最先端の学術研究を充実させ、総合的な大学という特色を生かした学際的な研究を推進して、地域社会で発生する様々な課題の解決に寄与するとともに、研究成果を広く普及させ、地域社会の発展に貢献する。
- ・ 地域社会における学習・交流の拠点としての大学
地域社会のニーズに応える学習の場を提供して、県民が必要に応じて教育を受けることができるようにするとともに、学術、教育、文化等の関係機関や海外協定校との交流・連携を推進する。

◇ 中期目標の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで

◇ 重点目標

第4期中期目標においては、次の3点を重点的に取り組む目標として定める。

(1) 教育の質の向上

地域社会を担う人材の育成を更に推進するため、教育課程及び教育方法等について検証・改善を行い、教育の質の向上を図る。

(2) 大規模自然災害からの復興支援を含めた地域社会の発展に貢献する教育研究の推進

大規模自然災害からの創造的復興及び防災・減災に関する教育研究を推進するとともに、これまで取り組んできた地域課題の解決や県民への学習機会の提供等、地域に貢献する教育研究活動の更なる充実を図る。

(3) グローバル化の推進

グローバルな視点で物事を考え課題解決に取り組む人材を育成するため、学生の国際交流の推進や教育研究の国際化を図り、大学のグローバル化を推進する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

- 公立大学法人熊本県立大学は、次のような人材を育成する。

<学士課程教育>

- ・ 論理的な思考かつグローバルな視点で自ら課題を設定・分析し、創造的な解決策が提示できる人材。また、総合的な判断ができる人材。
- ・ 積極性、自律性、行動力を身につけ、社会状況の変化に柔軟に対応できる人材。
- ・ 地域課題の解決に向けた意欲と国際社会に興味・関心を持ち、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無等の多様性を認め、持続可能な社会の構築に貢献することができる人材。
- ・ コミュニケーション能力を持ち、協調性があり、社会において人的ネットワークを形成できる人材。
- ・ 高い職業観を持ち、持続可能な社会の構築に向け、主体的に自らの職業人生を構想・設計できる人材。

<大学院教育>

- ・ 国内外の諸課題の発見・解決のために専門的知識や研究能力を応用できる人材。特に博士後期課程においては自立して研究を遂行できる人材。

(1) 入学者受入れに関する目標

- ① 大学入学者選抜改革を踏まえつつ、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、選抜方法を工夫して、大学が求める多様な学生を確保する。
また、大学のグローバル化を推進するため、外国人留学生等の増加を図る。
- ② 大学院では、高度な専門的知識及び研究能力の修得を目指す意欲あふれる人材について、積極的かつ効果的な広報活動により、内部進学者に加えて、社会人な

ど多様な人材の受入れを推進する。

(2) 教育内容・方法等に関する目標

- ① 学生の学修意欲や教育効果の向上につながるよう、教育課程や教育方法等の検証・改善を行い、D X・半導体関連人材の育成など、社会の要請に合わせた教育内容・方法等の質的向上を図る。特に、大学での可視化された学修成果等に基づき、学生の視点に立った教育の実現を図る。
- ② 大規模自然災害からの創造的復興及び防災・減災に関する教育を推進するとともに、県内全域にわたって地域課題の解決に取り組む実践的・総合的な教育の更なる充実を図る。
- ③ グローバル化する社会に対応するため、より実践的な学びを通して英語をはじめとした外国語能力の向上を図る。また、地域社会の変容も踏まえた異文化理解及び多文化共生の促進に向けた教育を充実する。
- ④ 教育の質の維持向上及び学生のニーズや社会の要請に応えるため、教員一人ひとりがより高い水準の教育を行うことができるよう能力向上を図る。
- ⑤ 教育研究の進展、社会の要請、学生のニーズに柔軟に応える教育を行うため、人材を確保し、必要な実施体制を整備する。

2 研究に関する目標

(1) 研究の方向に関する目標

大学の特色ある教育や地域社会の発展のため、熊本県立大学として独自性のある研究及び地域課題の解決に役立つ研究活動を推進することとし、国内外で高く評価される研究水準を目指す。

また、県内における大規模自然災害からの創造的復興及び防災・減災に関する研究を推進する。

(2) 研究の支援に関する目標

優れた研究を推進するため、組織的な研究支援を促進する。

3 地域貢献に関する目標

- (1) 県、市町村、企業その他の団体との連携を深め、D X推進の取組等、それらの団体を支援するシンクタンク機能を充実・強化する。
- (2) 大学・試験研究機関等との連携を強化して地域産業に関する共同研究等を行い、研究成果の公表や現場への普及活動等を通じて、研究成果を地域社会に役立てる。
- (3) 県民の学習ニーズに応えるため、生涯学習と専門職業人の継続的な職業能力開発の支援について、更なる充実を図る。

4 国際交流に関する目標

- (1) 国際的な知見の取得や異文化への理解を深め、グローバル化する社会において

必要な素養を幅広く涵養するため、地域社会の変容も踏まえ、学生の国際交流を更に推進する。

(2) 外国人留学生・海外協定校からの学生等の受入れを更に促進するために、積極的かつ効果的な情報発信や受入体制の充実を行う。

(3) 研究水準の向上や教育内容の充実のため、諸外国の大学等との連携を深め、研究者交流、国際共同研究等を推進する。

5 学生支援に関する目標

(1) 学生の自主性を育み人間的成長を促すため、ボランティア活動や課外活動の活性化を図るとともに、必要な支援を行う。

(2) 地域企業や地域社会と連携したキャリア教育を推進し、学生の就業力を向上させる。

(3) 県内企業と学生とのマッチングや地域産業界と協働したインターンシップを推進し、県内への就職を促進する。

(4) 学生の進学や修学にかかる経済的支援を充実し、その内容を積極的に公表する。

(5) 学生が安心して学生生活を送ることができるように、心身の健康に関する相談・支援を行う。

II 業務運営の改善・効率化に関する目標

1 大学運営の改善に関する目標

理事長と学長のリーダーシップのもと、社会状況の変化に対応するため、柔軟かつ機動的な大学運営を推進する。

2 教育研究組織のあり方に関する目標

社会の要請等に応え、より良い教育研究成果を上げるため、学部学科、附属機関等の教育研究組織のあり方について不断に検討し、必要に応じ適切に見直す。

3 人事に関する目標

大学の業務全般について適切かつ効果的な運営を図り、また、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無等にかかわらず教職員の能力が最大限発揮できる機会を構築するため、教職員の大学運営に対する積極的な参加を推進するとともに、適正な人事・評価を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務の簡素化・合理化を進めるとともに、DXの推進等による効率的な事務処理を図る。

III 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

安定的な財政基盤を確立するため、授業料や外部教育研究資金等の自己収入の確保

に努める。

2 経費の抑制に関する目標

既に実施している経費節減等の取組を検証しつつ、大学の業務全般についてより効率的な運営に努め、経費の抑制を図る。

IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価を定期的実施するとともに、第三者機関の評価を受け、これらの評価結果を教育研究や組織運営の改善に活用するという組織的なマネジメントサイクルを着実に運用する。

2 情報公開、情報発信等の推進に関する目標

大学の組織運営及び教育研究活動の実績等については、DXの進展も踏まえつつ、積極的に情報を公開・発信し、社会への説明責任を果たすとともに、大学の認知度を高める。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

既存の施設や設備の適正な維持管理、計画的な整備改修により良好な教育研究環境を保持するとともに、施設設備の有効活用を推進する。

なお、整備改修に当たっては、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境保全等に十分配慮する。

2 安全管理に関する目標

- (1) 学生の個人情報をはじめとする情報管理及びリスク管理を徹底する。
- (2) 自然災害や火災、設備事故等のあらゆる災害に備えて防災対策を強化する。
- (3) 教職員の心身の健康保持増進に努め、快適な職場環境の形成を促進する。

3 人権に関する目標

人権尊重に関する啓発を推進し、人権が不当に侵害され、良好な教育・研究・職場環境が損なわれることのないよう、全学的な取組を進める。

(提案理由)

公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

公立大学法人熊本県立大学定款の変更について

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を変更する定款を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を変更する定款

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を次のように変更する。

第17条第1号、第20条第1号及び第23条第1号中「及び年度計画」を削る。

附 則

この定款は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

公立大学法人熊本県立大学定款の変更については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 26 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の交付額の確定による返還に関し、熊本県の過失により和解の相手方に対し延滞金が発生したため、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
熊本県後期高齢者医療 広域連合	21,062,954円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

(提案理由)

和解の相手方に延滞金が発生したことについて、和解及び損害賠償額の決定をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 27 号

訴えの提起について

熊本県地域未来投資促進事業補助金の不正受給に係る損害賠償請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（1人）

2 事件名 熊本県地域未来投資促進事業補助金不正受給損害賠償請求事件

3 事件の内容

被告が代表取締役を務める法人は、熊本県地域未来投資促進事業補助金の返還請求に応じないため、不正な行為を行った被告に対し損害賠償を求めるものである。

4 請求の趣旨

- (1) 被告は、返還金、加算金及び延滞金相当の金員を一括して支払え。
 - (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
 - (2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- （提案理由）

熊本県地域未来投資促進事業補助金の不正受給に係る損害賠償請求について、訴えを提起する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 28 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設	熊本市中央区安政町1番2号	カリーノ&コロムビアくまもと応援共同体 代表者 株式会社カリーノクリエイト 代表取締役 米倉佳江	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

くまもと県民交流館条例（平成13年熊本県条例第57号）第12条第1項の規定に基づき、くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 29 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立劇場	熊本市中央区大江 二丁目7番1号	公益財団法人熊本県 立劇場 理事長 宮尾尚	令和6年4月1日か ら令和11年3月3 1日まで

(提案理由)

熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）第11条第1項の規定に基づき、熊本県立劇場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 30 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県総合福祉センター	熊本市中央区南千反畑町3番7号	熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ 代表者 社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会 会長 竹田勉	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）第11条第1項の規定に基づき、熊本県総合福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 31 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県環境センター	熊本市中央区帯山 四丁目18番1号	株式会社キューネット 代表取締役 西川尚 希	令和6年4月1日から 令和9年3月31日 まで

(提案理由)

熊本県環境センター条例（平成5年熊本県条例第21号）第13条第1項の規定に基づき、熊本県環境センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 32 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
樋合漁港漁港利用調整施設	上天草市松島町合津7500番地	フィッシャリーナ天草株式会社 代表取締役 堀江隆臣	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）第20条第1項の規定に基づき、樋合漁港漁港利用調整施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 33 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
牛深漁港漁港浄化施設	熊本市東区健軍一丁目38番1号	九州テクニカルメンテナンス株式会社 代表取締役 酒井喜代司	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）第20条第1項の規定に基づき、牛深漁港漁港浄化施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 34 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本港コンテナターミナル	熊本市西区新港二丁目2番地	くまもとファズ株式会社 代表取締役社長 中富恭男	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第16条第1項の規定に基づき、熊本港コンテナターミナルの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 35 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
八代港コンテナターミナル	八代市毘舎丸町1番3号	松木運輸株式会社 代表取締役社長 尾坂大介	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第16条第1項の規定に基づき、八代港コンテナターミナルの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 36 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 35 号

訴え の 提起 について

被告熊本県に係る大阪地方裁判所平成26年（ワ）第9280号、平成27年（ワ）第3117号、平成27年（ワ）第8569号、平成27年（ワ）第12836号、平成28年（ワ）第5139号、平成28年（ワ）第8641号、平成28年（ワ）第11161号、平成29年（ワ）第1066号、平成30年（ワ）第396号、平成30年（ワ）第4318号、平成30年（ワ）10401号、平成31年（ワ）第1690号損害賠償請求事件について、次のように控訴することとする。

令和5年10月10日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

控訴人 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被控訴人 個人（122人）

2 事件名 損害賠償請求控訴事件

3 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
 - (2) 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
 - (3) 訴訟費用は、第一審、第二審を通じ、全部被控訴人らの負担とする。
- との判決を求める。

4 控訴遂行の方針

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）に基づき、法務大臣の訴訟遂行援助を依頼する。

第 37 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 42 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月13日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和5年5月19日 主要地方道阿蘇公園菊池線 阿蘇市西湯浦地内 落枝	轍有限会社 (車両所有者)	606,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 38 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 43 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月13日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和5年6月30日 一般国道266号 上天草市松島町合津地内 倒木	個人 (車両所有者)	66,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 39 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 44 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月13日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年7月27日 主要地方道菊池赤水線 菊池市下河原地内 支障木	個 人 (車両所有者)	63,173円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 40 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 46 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月15日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年8月20日 一般県道熊本空港線 菊池郡菊陽町大字馬場楠 地内 支障木	個 人 (車両所有者)	127,177円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 41 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 47 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月15日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年8月29日 一般県道北外輪山大津線 菊池郡大津町大字古城地 内 支障木	日商リース株式 会社 (車両所有者)	730,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 42 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 49 号

訴えの提起について

港湾施設に係る明渡等請求及び損害賠償請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年11月16日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 熊本市西区新港一丁目2番

株式会社ホーリーシェフ

上記代表者 代表取締役 中 村 元 一 郎

2 事件名 港湾施設明渡等請求及び損害賠償請求事件

3 事件の内容

被告は、港湾施設を不法に占有しているため、港湾施設に係る明渡し、存置する動産の撤去及び損害賠償請求を求めるものである。

4 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、港湾施設を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、港湾施設に存置する動産を撤去せよ。
- (3) 被告は、原告に対し、使用許可期間の満了日の翌日から明渡し済みまで1か月につき使用料相当額並びに港湾施設の使用に係る電気料金相当額及び施設管理費相当額の金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

第 43 号

専決処分 of 報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 36 号

訴えの提起について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年10月27日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（2人）

2 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告らは、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告らは、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

第 44 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 37 号

訴えの提起について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年10月27日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（1人）

2 事件名 育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告は、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

第 45 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 38 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和5年5月14日熊本県民総合運動公園陸上競技場で発生した施設の不備による人身事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月10日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
個人 (施設利用者)	889,693円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 46 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 39 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月13日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	損 害 賠 償 の 額	和 解 事 項
令和4年10月24日 鹿児島県鹿児島郡十島村大字諏訪之瀬島付近海上を航行中のフェリー船内	福岡県 (車両所有者) 中型乗用車	6, 124, 030円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 47 号

専決処分 of 報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 40 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月13日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和 解 の 相 手 方	損 害 賠 償 の 額	和 解 事 項
令和5年8月9日 熊本県水俣市ひばりヶ丘地 内（水俣警察署敷地内） 机の飛散	水俣地区 防犯協会連合会 （車両所有者） 軽乗用車	77,737円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
	個 人 （車両所有者） 普通乗用車	202,000円	

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 48 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月16日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年2月9日 八代市敷川内町地内	西日本高速道路 株式会社 (所有者) 車線分離標	61,135円	当事者双方は、 今後本件に関して、 裁判上又は裁判外 において一切の異 議及び請求の申立 てをしないこと。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 45 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月14日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年9月12日 熊本市東区石原地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	821,150円	当事者双方は、 今後本件に係る物的 損害に関して、 裁判上又は裁判外 において一切の異 議及び請求の申立 てをしないこと。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 50 号

和解について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和5年11月17日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
令和5年8月21日 阿蘇市赤水地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 4 号

専決処分¹の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 41 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月13日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和5年3月25日 熊本市南区良町地内	個人 (車両所有者) 原動機付自転車	129,619円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和5年6月15日 熊本市南区田迎地内	個人 (車両所有者) (車両運転者) 自転車	76,615円	
3	令和5年8月9日 熊本市東区月出地内	個人 (車両所有者) 普通自動二輪車	127,248円	

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	和解事項
4	令和5年5月30日 熊本市中央区本山地内	個人 (車両所有者) 軽貨物車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和5年度